

○山村のくらし体験施設管理運営規則

平成10年3月20日規則第3号

改正

平成18年2月14日規則第11号

平成19年3月1日規則第7号

山村のくらし体験施設管理運営規則

(目的)

第1条 この規則は、山村のくらし体験施設設置条例（平成9年只見町条例第10号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、山村のくらし体験施設（以下「体験施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の手続き)

第2条 条例第8条に基づき許可を受けようとする者は、山村のくらし体験施設利用許可申請書（様式第1号）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認められるときはこの限りでない。

2 町長は、前項の許可をしたときは、当該許可をした者に対し、山村のくらし体験施設利用許可書兼領収書（様式第2号）を交付するものとする。

3 町長は、前項の許可をする場合に管理上必要な条件を付すことができる。

(利用料の免除)

第3条 条例第11条の規定による利用料の免除は、次に掲げる基準により行うものとする。

(1) 町又は教育委員会が、直接主催する行事のために利用する場合

(2) 町又は教育委員会が、共催する行事のために利用する場合

(3) その他町長が特に必要と認めた場合

2 前項の利用料の免除を受けようとする者は、山村のくらし体験施設利用許可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(安全管理)

第4条 体験施設を保全し、利用者の安全を確保するため、次の事項に留意しなければならない。

(1) 建物、設備及び利用者等に危険があると認められる場合の応急措置又は適当な防止策若しくは利用者の誘導の方法

(2) 安全装置、防火設備その他危険防止設備の整備

(3) その他、安全に関する事項

(休館日)

第5条 町長は、体験施設の管理運営上必要があると認めたときは、施設の全部又は一部を休館することができる。

2 条例第4条の規定により指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に体験施設の管理を行わせる場合においては、指定管理者は、体験施設の管理運営上必要とする場合は、町長の承認を得て施設の全部又は一部を休館することができる。

(指定管理者による管理における適用)

第6条 条例第4条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第2条及び第3条第2項中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、体験施設の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月14日規則第11号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現に改正前の山村のくらし体験施設設置条例第2条の規定により管理委託をしている施設については、平成18年9月1日（同日前に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理にかかる指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月1日規則第7号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

山村のくらし体験施設利用許可申請書

年 月 日

只見町長（指定管理者）

住 所

申請者 団 体 名

代表者氏名

㊞

連絡先(Tel)

山村のくらし体験施設を利用したいので、次のとおり申請します。

利用目的						
利用期間 及び時間	年	月	日	時から	時まで	
利用者数	大人（18歳以上）	男	人・女	人	計	人
	中学生以上	男	人・女	人	計	人
	小学生以下	男	人・女	人	計	人
宿泊利用料	単 位	単 価	利用料金		利用料金合計A	
	泊 人	円	円		円	
	泊 人	円	円			
	泊 人	円	円		利用料金免除額B	
施設利用料	施設区分	利用時間	利用料金		円	
	1階 語らいと創作の間	時間	円		差引納付額A－B	
	1階 快食の間	時間	円			
	2階 伝習の間	時間	円		円	
	2階 夢見の間	時間	円			
	2階 星見の間	時間	円		確 認	
そ の 他	区 分	単 価	利用料金			
		円	円			
		円	円			
		円	円			
利用料免除 申請理由						
※決 定	承認・不承認 その他（ ）		※免 除 額	全 額・2分の1 その他（ 円）		
※条件及び 特記事項						
※承認番号						

※印欄は記入しないでください。

様式第2号（第2条関係）

山村のくらし体験施設利用許可書兼領収書

年 月 日

申請者 様

只見町長（指定管理者）

印

下記のとおり、山村のくらし体験施設の利用を許可しますので、下記利用料金を納付してください。

利用目的							
利用期間 及び時間	年	月	日	時から	時まで		
利用者数	大人（18歳以上）	男	人・女	人	計	人	合計
	中学生以上	男	人・女	人	計	人	
	小学生以下	男	人・女	人	計	人	
宿泊利用料	単	位	単	価	利用料金	利用料金合計A	
	泊	人		円	円	円	
	泊	人		円	円		
	泊	人		円	円	利用料金免除額B	
施設利用料	施設区分		利用時間		利用料金		円
	1階	語らいと創作の間	時間		円		
	1階	快食の間	時間		円		差引納付額A－B
	2階	伝習の間	時間		円		
	2階	夢見の間	時間		円		円
	2階	星見の間	時間		円		
その他	区	分	単	価	利用料金		
				円	円		
				円	円		
				円	円		
利用料免除 申請理由							
決定	承認・不承認 その他（ ）			免除額	全額・2分の1 その他（ ）円		
条件及び 特記事項							
承認番号							

上記利用料金

円を受領いたしました。

年 月 日

只見町長（指定管理者）

印